

指数先物・オプション取引に係る特別清算数値等に関するコンティンジェンシー・プラン

2002年7月16日制定

2013年7月16日改正

2014年3月24日改正

2015年11月9日改正

2016年7月19日改正

2018年7月17日改正

株式会社大阪取引所

株式会社日本証券クリアリング機構

本プランは、緊急の事由により、指数先物・オプション取引に係る特別清算数値（以下「SQ値」という。）を定める日（以下「SQ日」という。）において原資産市場の立会が停止された場合における当該指数先物・オプション取引に係るSQ値等の取扱いを明らかにするものである。

I. 基本的な考え方

指数先物・オプション取引に関連する裁定取引がその原資産市場及び指数先物・オプション取引市場の流動性並びに価格形成の効率化及び安定化等に果たす役割は大きく、裁定ポジション等の調整などが先物・オプション取引の対象指数における各構成銘柄の始値等に基づき算出されるSQ値を基準として行われている。こうした裁定取引が果たしている役割並びに裁定取引及びそれに関連する取引規模を踏まえ、緊急の事由が発生した時においても裁定取引の前提となっているSQ値による最終決済等を確保するため、以下のとおりSQ日の繰延措置等を行う。

Ⅱ. 具体的な対応策

項 目	対応等	備 考
<p>1. 国内株価指数を対象とする 指数先物・オプション取引</p> <p>(1) S Q 日の繰延べの判断基準</p> <p>(2) S Q 日の繰延べ期間</p> <p>(3) 最終清算数値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ S Q 日において、対象指数の構成銘柄のうちいずれかの銘柄が、緊急の事由により、売買立会（当該指数の算出において当該銘柄について指定された価格採用市場における売買立会に限る。以下同じ。）が、終日停止された場合には、当該指数先物・オプション取引の S Q 日を繰り延べるものとする。 ・ ただし、取引最終日が到来した限月取引において未決済約定がない場合、その他投資家保護・取引の公正性の確保の観点から繰延措置等が不要と認める場合は、この限りでない。 ・ 当初の S Q 日（S Q 日の繰延措置を行った場合における繰延べ前の S Q 日をいう。以下同じ。）以降、対象指数の全構成銘柄の売買立会が再開される日まで、当該指数先物・オプション取引の S Q 日を繰り延べる。 ・ 当該指数先物・オプション取引の繰延べ後の S Q 日（S Q 日の繰延べを行った場合における繰延べ後の S Q 日をいう。以下同じ。）に算出する S Q 値を採用する。この場合の S Q 値の算出における対象指数の各構成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配当指数先物取引を除く。 ・ 緊急の事由とは、天災地変、売買システムの障害及びテロ・戦争行為、その他やむを得ない事由により、価格採用市場が立会を停止した場合の当該事由をいう（以下同じ。）。 ・ 会社情報の周知等のための売買停止は含まない。 ・ 対象指数を同一とする商品ごとに、S Q 日の繰延べ期間を決定する。 ・ 当初の S Q 日における S Q 対象限月取引の指数先物取引の清算数値及び指数オプションの清算価格は、前日の値とする。 ・ フレックス限月取引における繰延べ後の S Q 日が、S Q 日の繰延べを行っていない原資産を同一とする限月取引の S Q 日

項 目	対応等	備 考
	<p>銘柄の値段は、次のとおりとする。</p> <p>a 当初のSQ日において、売買立会が行われた銘柄 当初のSQ日の売買立会の始値（当日に売買立会による約定値段がない場合は、別紙のとおり定める値段）</p>	<p>と同一となる場合、SQ日の繰延べを行ったフレックス限月取引のSQ値は、左記によらず、繰延べ後のSQ日に算出する繰延べを行っていない原資産を同一とする限月取引のSQ値を採用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常限月取引又は週次設定限月取引における繰延べ後のSQ日が、SQ日の繰延べを行っていない原資産を同一とするフレックス限月取引のSQ日と同一となる場合、当該フレックス限月取引のSQ値は、左記により、繰延べ後のSQ日に算出する通常限月取引又は週次設定限月取引のSQ値を採用するものとする。

項 目	対応等	備 考
(4) 指数オプション取引に係る 権利行使に関する取扱い	<p>b 当初のSQ日において、緊急の事由により、売買立会が終日停止された銘柄 売買立会再開日の始値（当日に売買立会による約定値段がない場合は、別紙のとおり定める値段）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該SQ値の算出に係る除数、基準時価総額及び対象指数算出用株式数等の数値又は数量は、当初のSQ日のものを用いる。 ・ SQ日の繰延措置を行った場合、指数オプション取引の権利行使日も繰延べ後のSQ日に繰り延べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社情報の周知等のための売買停止は含まない。 ・ SQ日の繰延措置を行ったオプション銘柄については、繰延べ後のSQ日に算出するSQ値により、自動権利行使制度に従い、権利行使処理を行う。 ・ 権利放棄の申告については、通常どおり清算システムにより行う。
(5) 新たな限月取引の開始日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指数先物・オプション取引における当初のSQ日から、指数先物・オプション取引の新たな限月取引を開始する。 	

項 目	対応等	備 考
(6) 最終決済期日	<ul style="list-style-type: none"> いずれかの指数先物・オプション取引についてSQ日の繰延べを行った場合における指数先物・オプション取引（SQ日の繰延措置を行わない指数先物・オプション取引を含む。）に係る最終決済期日は、すべての指数先物・オプション取引のSQ値が決定した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）とする。 	
<p>2. 海外株価指数を対象とする指数先物取引</p> <p>(1) SQ日の繰延べの判断基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> SQ日の日中立会終了時点で、緊急の事由により、本国取引のSQ値が決定していない場合には、同一の海外指数を対象とする当社における指数先物取引のSQ日を繰り延べるものとする。 ただし、取引最終日が到来した限月取引において未決済約定がない場合、その他投資家保護・取引の公正性の確保の観点から繰延べ等が不要と認める場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> FTSE 中国 50 インデックスを対象とする指数先物取引（以下「FTSE 中国 50 先物取引」という。）を除く。 本国取引とは、NYダウ先物取引については、The Board of Trade of the City of Chicago, Inc. における Dow Jones Industrial Average を対象とした指数先物取引であって、取引最終日の属する月が当社のNYダウ先物取引における限月取引と同じ限月取引をいい、台湾加権指数先物取引については、Taiwan Futures Exchange Corporation における台湾加権指数（TWSE Capitalization Weighted Stock Index をいう。）を対象とした指数先

項 目	対応等	備 考
(2) S Q日の繰延期間 (3) 最終清算数値 (4) 新たな限月取引の開始日 (5) 最終決済期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初のS Q日以降に本国取引のS Q値が決定した日の翌日まで、S Q日を繰り延べる。 ・ 本国取引において決定したS Q値と同じ値を採用する。 ・ 当初のS Q日から新たな限月取引を開始する。 ・ 繰延べ後のS Q日の翌日とする。 	<p>物取引であって、取引最終日の属する月が当社の台湾加権指数先物取引における限月取引と同じ限月取引をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初のS Q日におけるS Q対象限月取引の指数先物取引の清算数値は、前日の値とする。
3. FTSE 中国 50 先物取引 (1) S Q日の繰延べの判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のa 又はb に該当する場合、FTSE 中国 50 先物取引のS Q日を繰り延べるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 取引最終日の終了する日に、Stock Exchange of Hong Kong Limited (以下「SEHK」という。) が開設する市場において、緊急の事由により、有価証券の売買の停止等が行われ、通常どおり有価証券の売 	

項 目	対応等	備 考
(2) SQ日の繰延期間	<p>買が終了しなかったと本所が判断した場合</p> <p>b SQ日の日中立会終了時点で、緊急の事由により、取引最終日の終了する日におけるFTSE中国50インデックスの最終の数値が算出又は配信されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、取引最終日が到来した限月取引において未決済約定がない場合、その他投資家保護・取引の公正性の確保の観点から繰延べ等が不要と認める場合は、この限りでない。 <p>① (1) aに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当初のSQ日以降、SEHKにおいて有価証券の売買が最初に行われた日の翌日まで、FTSE中国50先物取引のSQ日を繰り延べる。 <p>② (1) bに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取引最終日の終了する日におけるFTSE中国50インデックスの最終の数値が算出及び配信された日の翌日まで、FTSE中国50先物取引のSQ日を繰り延べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初のSQ日におけるSQ対象限月取引の指数先物取引の清算数値は、前日の値とする。
(3) 最終清算数値	<p>① (1) aに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当初のSQ日以降、SEHKにおいて有価証券の売買が最初に行われた日におけるFTSE中国50インデックスの最終の数値 <p>② (1) bに該当する場合</p>	

項 目	対応等	備 考
(4) 新たな限月取引の開始日 (5) 最終決済期日	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 取引最終日の終了する日における FTSE 中国 50 インデックスの最終の数値 ・ 当初の SQ 日から新たな限月取引を開始する。 ・ 繰延べ後の SQ 日の翌日とする。 	
4. 日経平均 V I 先物取引 (1) SQ 日の繰延べの判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ SQ 日において、日経平均を対象とする指数先物取引（以下「日経 225 先物取引」という。）又は指数オプション取引（以下「日経 225 オプション取引」という。）が緊急の事由により、日中立会時間中に停止され、SQ 値の計算に必要な所定の時間を確保できない場合には、日経平均 V I 先物取引（日経平均ボラティリティ・インデックスを対象とする先物取引）の SQ 日を繰り延べるものとする。 ・ ただし、取引最終日が到来した限月取引において未決済約定がない場合、その他投資家保護・取引の公正性の確保の観点から繰延べ等が不要と認める場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の時間とは、10 分間とする。

項 目	対応等	備 考
(2) S Q日の繰延期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初のS Q日以降、日経 225 先物取引又は日経 225 オプション取引の立会が再開され、S Q値の計算に必要な所定の時間を確保できるまで、S Q日を繰り延べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初のS Q日におけるS Q対象限月取引の指数先物取引の清算数値は、前日の値とする。
(3) 最終清算数値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰延べ後のS Q日に、当初のS Q日と同じ算出方法により算出するS Q値を採用する。 	
(4) 新たな限月取引の開始日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初のS Q日から新たな限月取引を開始する。 	
(5) 最終決済期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ S Q値が決定した日の翌日とする。 	

Ⅲ. 清算参加者への通知

S Q日の繰延措置を行う場合には、対象取引及びその取扱い等について、あらかじめ清算参加者に通知する。

以 上

- ※ 2006年2月27日の大証新売買システムの稼働に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2007年9月30日の金融商品取引法の施行に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2008年4月21日の個別証券オプション取引の導入に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2012年2月27日の日経平均V I 先物取引の導入等に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2013年7月16日のクリアリング機構への清算機能の移管に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2014年3月24日の株式会社東京証券取引所とのデリバティブ市場統合に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2015年11月9日のCNX Niftyの指数名称変更に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2016年7月19日の台湾加権指数先物取引及びFTSE 中国 50 先物取引の導入等に伴い、所要の改正を行っています。
- ※ 2018年7月17日のインド Nifty50 先物取引の上場廃止等に伴い、所要の改正を行っています。

国内株価指数を対象とする指数先物・オプション取引のSQ日の繰延べ時における指数の各構成銘柄の採用値段の取扱い

SQ日を繰り延べた場合における、SQ値の算出対象となる国内株価指数の各構成銘柄の採用値段は、以下のとおり取り扱う。

想定される条件	採用値段
(1) 当初のSQ日の価格採用市場において、売買立会が行われた銘柄 ① 当初のSQ日の価格採用市場において、売買立会による約定値段がある場合 ② 当初のSQ日の価格採用市場において、売買立会による約定値段がない場合 a 当初のSQ日の価格採用市場において、最終特別気配値段がある場合 b 当初のSQ日の価格採用市場において、最終特別気配値段がない場合 (a) 直前の権利落日以降、約定値段（気配値段含む）がある場合 (b) 直前の権利落日以降、約定値段（気配値段含む）がない場合	当初のSQ日の価格採用市場における始値 当該最終特別気配値段 価格採用市場における直近約定値段（気配値段含む） その都度定める値段（原則、権利落理論価格）
(2) 当初のSQ日の価格採用市場において、緊急の事由により終日売買停止が行われた銘柄 ① 売買立会再開日の価格採用市場において、売買立会による約定値段がある場合 ② 売買立会再開日の価格採用市場において、売買立会による約定値段がない場合 a 売買立会再開日の価格採用市場において、最終特別気配値段がある場合 b 売買立会再開日の価格採用市場において、最終特別気配値段がない場合 (a) 直前の権利落日以降、約定値段（気配値段含む）がある場合 (b) 直前の権利落日以降、約定値段（気配値段含む）がない場合	売買立会再開日の価格採用市場における始値 当該最終特別気配値段 売買立会再開日の価格採用市場における直近約定値段（気配値段含む） その都度定める値段（原則、権利落理論価格）

※「価格採用市場」とは、対象指数の構成銘柄のいずれかの銘柄が取引されている市場（国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は外国金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。）をいう。）であって、当該指数の算出において当該指数の算出者が採用している価格を公表する市場をいい、各構成銘柄につき、当該指数の算出者がその算出ルール等により指定する。